

11\_「川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
軽費老人ホーム	運営規程	<p>(運営規程)            第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針            二 職員の職種、数及び職務の内容            三 入所定員            四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額            五 施設の利用に当たっての留意事項            六 非常災害対策            七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(運営規程)            第8条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針            (2) 職員の職種、員数及び職務の内容            (3) 入所定員            (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額            (5) 施設の利用に当たっての留意事項            (6) 非常災害対策            (7) 虐待の防止のための措置に関する事項  <u>(8) 緊急やむを得ない場合に第18条第3項に規定する身体的拘束等を行う際の手続</u>  <u>(9) 個人情報の管理の方法</u>  <u>(10) 苦情への対応方法</u>  <u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u>            (12) その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。</p>
	記録の整備	<p>(記録の整備)            第九条            2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)            第10条            2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	